

企画競争実施の公示

令和2年8月7日

法務省刑事局

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 委託業務名

検察総合情報管理システムの再構築に向けた要件定義支援業務

(2) 業務内容

検察総合情報管理システムの再構築に向けて実施した調査・分析等業務の結果等を踏まえ、次期システムの要件定義書の作成を支援すること

(3) 契約期間

契約締結日(令和2年12月1日を予定)から令和3年11月30日まで

2 参加資格要件

(1) 受託条件

本業務の受託者は、組織として、以下に掲げる要件の全てを満たしていることを要する。

ア 受託資格

(ア) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。

(イ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(ロ) 平成31・32・33年度(令和1・2・3年度)法務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」で「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

イ 公的な資格や認証等の取得

(ア) 品質管理体制について、本調達に係る業務の範囲において、本業務を遂行する組織又は提供サービスが、ISO9001基準又はCMMIレベル3以上の認証を取得していること又はこれらと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。

(イ) 情報セキュリティ管理体制について、本業務を遂行する組織又は提供サービスにおいて、ISO/IEC27001:2013又はJISQ27001基準を

取得していること又はこれと同水準と認められるセキュリティ管理体制を確立していること。

ウ 受注実績及び履行能力等

- (ア) デジタル・ガバメント標準推進ガイドラインに準拠したコンサルティング業務を請け負った実績を有していること。
- (イ) 国内外の先進事例の調査や市場動向・技術動向に係る調査を請け負った実績を有し、特定製品又は特定の事業者による独自技術の採用を前提とせず、客観的・中立的な立場で作業を遂行することができること。
- (ウ) サービスデザイン思考の導入・展開に関するコンサルティング業務を請け負った実績を有していること。
- (エ) 複数の事業者が参画するシステム構築又はシステム運用管理のプロジェクトにおける調整を行った実績を有していること。
- (オ) 本調達仕様書、当局から開示する各種ドキュメント内容等、本業務を遂行するために必要となる検察業務及び本システムの概要について、自己の負担において習得することができること。
- (カ) 本調達仕様書第5の2(2)イに掲げる「法務省における情報セキュリティポリシー等」で求める遵守事項について正確に理解し、本業務を実施することができること。
- (キ) 国内外の政府機関、民間企業等の情報システムについて、クラウド導入の検討、クラウド環境の構築、クラウド上に構築されたシステムの運用・保守のいずれかを請け負った実績を有していること。
- (ク) 本件を円滑に立ち上げ、遅滞なく完了させるため、本件の立ち上げ段階において、必要な要員を配置し、即座に本件の作業に取りかかることが可能な体制を構築できること。
- (ケ) 本業務と同等以上の規模の業務を行った経験を有していること。

エ 情報提供

受託者は、資本関係・役員等の情報、本件業務の実施場所（本件業務を海外で行うことは認められない。）、本件業務を実施する作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供できること。

(2) 制限事項

透明性及び公正性並びに確実な契約履行等を確保するため、次に掲げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並び

に委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者に対し、制限事項を定めるものとする。

ア 本調達仕様書の作成に関与した法務省情報化統括責任者（CIO）補佐官が現に属している事業者

イ 本調達仕様書の作成に直接関与した事業者。ただし、競争上何ら有利とならないと認められるときはこの限りでない。

3 契約候補者の選定方法

本業務の契約候補者は、企画競争参加審査に合格した者の中から選定する。

選定に当たっては、企画提案書に記載された内容のほか、企画提案会におけるプレゼンテーション及び質疑応答結果を加味し、提案審査表に沿って、同提案書の審査を行い、その審査点が最も高い者を候補者とする。

4 手続等

(1) 担当部局

法務省刑事局総務課企画調査室（担当：中川，三木）

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館

電話番号 03-3592-7428

(2) 企画競争説明書及び本調達仕様書の配布

上記(1)の担当部局において、令和2年8月7日（金）から同年9月18日（金）まで行う。

(3) 企画競争説明会の開催

企画競争説明会を開催し、本業務に関する企画競争説明書及び本調達仕様書について、説明を行う。

ア 開催日時：令和2年8月26日（水）午後3時

イ 開催場所：東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館
地下1階 法務省刑事局102会議室

(4) 企画競争提案書等の提出

ア 提出期限：令和2年9月30日（水）午後5時まで

イ 提出方法：持参又は郵送により、担当職員に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により、提出期限必着で送付すること。

(5) 企画提案会の開催

企画提案書の内容に対する理解を深めるため、企画提案会を開催し、提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 日程：令和2年10月7日（水）を予定している。

詳細については、別途連絡する。

イ 説明者：提案の説明者は、原則として業務を請け負った場合の業務実施責任者が務めること。

ウ 配布資料の作成：企画提案会の当日は、企画提案書の要点をまとめたサマリー（10ページ以内）を10部準備し、配布すること。

(6) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成、企画提案会への参加等、企画提案を行うために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

5 企画提案書の無効

上記2の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書、又は、企画競争説明書に従った内容でない企画提案書は無効とする。

6 その他

その他の詳細は、企画競争説明書及び本調達仕様書による。